

シリーズ 変わる！ローン、キャッシング
わたしたちの暮らしと貸金業法改正

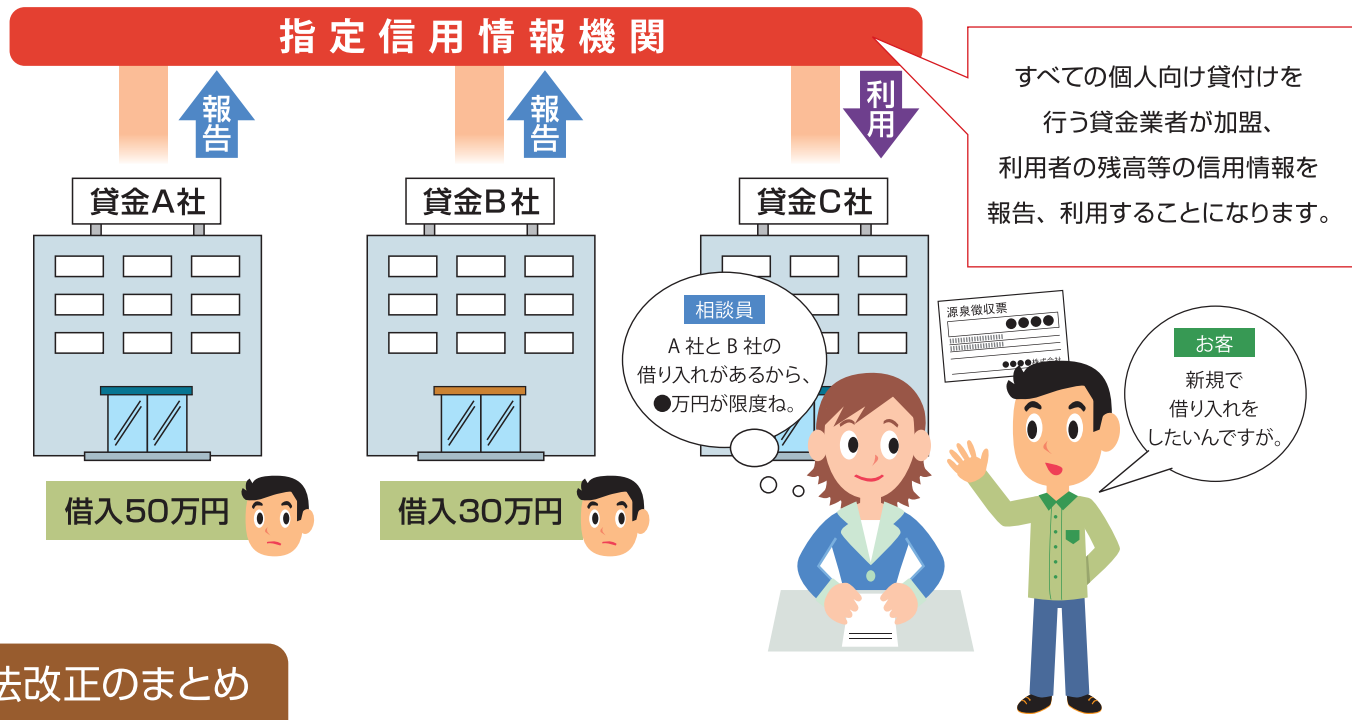
貸金業法等の改正は、自殺や窃盗・いじめ・家庭崩壊などの原因とも指摘される多重債務問題の解決と、安心して利用できる貸金市場の構築を目的として、2006年12月に公布されました。その具体的な対策として、貸金業者による過剰な貸し付けを抑制する「総量規制」を実現するため、「指定信用情報機関制度」が導入されました。

第3弾 総量規制を実現させる「指定信用情報機関制度」

誰が、どこで、いくら借りているかわかるようにする仕組み
(指定信用情報機関制度)を導入し、
総量規制を実現させる。

【対象】
消費者金融会社、
クレジットカード会社、
信販会社などが、
業として行う個人向けの貸付
(ローン、キャッシング等)
※(ろうきん)や銀行等の金融機関は、
以前から独自の指定信用情報機関を
活用しています

指定信用情報機関制度を利用した「総量規制」(2010年6月施行予定)のイメージ



貸金業法改正のまとめ

- ◎上限金利の引き下げ
グレーゾーン金利を廃止し、出資法の上限金利を20%に引き下げる
- ◎総量規制の導入
総借入残高が、年収の3分の1を超える貸付けを禁止する。
指定信用情報機関制度を導入し、すべての個人向け貸付けを行う貸金業者に加入、使用を義務付ける。

そのため
2010年6月18日(予定)を過ぎて、
これらの規制に関係なく
貸付けを行っている業者は、
ヤミ金融の可能性があります。

絶対に
利用しては
いけません。

もし、借入れのことで困っている人がいたら、
まずは(ろうきん)をご案内してください。



弁護士や司法書士とのネットワークにより、
お金に関する問題の総合的な窓口になります。